

宮城県行政評価委員会

政策評価部会（平成26年度第1回）

日 時：平成26年5月26日（月曜日）

午後1時から午後3時まで

場 所：行政庁舎11階 第2会議室

平成26年度第1回 宮城県行政評価委員会政策評価部会 議事録

日時：平成26年5月26日（月）午後1時から午後3時まで

場所：宮城県行政庁舎11階 第2会議室

出席委員：堀切川一男 委員 足立千佳子 委員 安藤 朝夫 委員
井上 千弘 委員 小坂 健 委員 折腹実己子 委員
本団 愛実 委員 山本 玲子 委員

欠席委員：成田由加里 委員

司 会 皆様おそろいのようでございますので、ただいまから宮城県行政評価委員会平成26年度第1回政策評価部会を開催いたします。

開会に当たりまして、宮城県震災復興・企画部長の山田義輝より御挨拶を申し上げます。

震災復興・企画部長 この4月から震災復興・企画部長を拝命しております山田でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様にはお忙しい中、宮城県行政評価委員会政策評価部会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には県政各般につきまして日頃から格別の御指導、御助言を賜り、重ねてお礼申し上げます。

東日本大震災の発生から3年あまりが経過いたしております。県では、震災からの復興10年計画ということで、「宮城県震災復興計画」を策定して、震災からの復旧・復興に全力を尽くしているところであります。それを3つの期間に分けて、平成25年度までを「復旧期」として、被災者の生活再建や地域経済の再生に尽力してまいりました。取組の中には、災害廃棄物のように、関係者や県外自治体の多大な御協力により無事処理を完了したものもございます。しかしながら一方では、復興まちづくりなど、マンパワーや資材の不足等の問題もあります。進捗に遅れが生じているものもございます。今年度からは、「計画」に定める「再生期」となります。「復旧期」における事業の進捗を検証しつつ、抜本的な「再構築」ということで取組を進めまして、知事の言う「創造的な復興」への道筋を確かにしていくことを考えております。

さて、今年度の評価でございますが、過日、県といたしまして評価原案を決定させていただきました。あわせて宮城県行政評価委員会に諮問させていただいたところであります。

一昨年からは「宮城の将来ビジョン」に対する評価だけでなく、「宮城県震災復興計画」に定めるものについても御審議いただいているところであります。委員の皆様方には大変な御負担をおかけしているところです。期間の限られた中でのやりとりとなり、大変申し訳ございませんが、よろしく御審議をいただければと思います。

なお、今回の審議対象となる取組は、「復旧期」の最終年度におけるものでございます。委員の皆様から頂戴いたしました御意見は、「再生期」の事業の充実に向けて、あるいは、今後の行政活動全般に適切に反映させてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

司 会 なお、本日でございますが、部長は今後所用がございますので、これにて退席させていただきたいと思います。大変申し訳ありませんが、御了承いただければと思います。

部 長 どうぞよろしくお願ひいたします。

司 会 続きまして定足数等の報告をさせていただきます。

本日は堀切川部会長を初め8名の委員の皆様に御出席いただいております。全員で9名の委員の皆様がいらっしゃいますが、半数以上の御出席でございますので行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項に定めのある定足数を満たしておりますことから、会議は有効に成立していることを御報告申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

進行につきましては、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定によりまして堀切川部会長に進行をお願いいたします。堀切川部会長、よろしくお願ひいたします。

堀切川部会長 皆さん、こんにちは。

本日は天候の悪い中、御出席いただきまして、どうもありがとうございます。今回は平成26年度第1回の政策評価部会になります。これから分科会に向けて膨大な政策評価・施策評価を行うことになりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。県庁の他の会議に出席されているということで、成田委員が欠席ということでございますが、本日はたくさんの委員の皆様に御出席いただき本当にありがとうございます。

それでは、これより議事に入らせていただきますが、それに先だって、議事録署名委員を指名したいと思います。昨年度の政策評価部会では、第1回は足立委員と井上委員に、第2回は安藤委員と折腹委員にお願いしました。今回は、本団委員、山本委員のお二人にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

両 委 員 了解。

堀切川部会長 ありがとうございます。それでは、本団委員、山本委員よろしくお願ひいたします。

次に、会議の公開についてですが、当委員会運営規程第5条の規定によりまして当会議は公開とさせていただきます。傍聴に際しましては、本会場に表示しております「宮城県行政評価委員会傍聴要領」に従うようお願いいたします。

また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

(1) の「平成26年度政策評価・施策評価について」に入ります。

まず、資料1を御覧いただければと思います。

平成26年度政策評価・施策評価につきましては、お手元の資料のとおり知事から行政評価委員会へ諮問がなされております。この諮問を受けまして、行政評価委員会条例第6条第1項及び行政評価委員会運営規程第2条の規定によりまして本部会において調査審議を行うこととなっておりまして、本日皆様にお集まりいただいているところでございます。

それでは、今年度の政策評価・施策評価の状況につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

企画・評価専門監

震災復興政策課、駒井と申します。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

お手元の資料2-1「平成26年度政策評価・施策評価基本票の要旨」に基づき説明させていただきます。

2ページをお開き願います。政策評価・施策評価につきましては、平成13年度に制定されました「行政活動の評価に関する条例」に基づいて、平成14年度から実施をしております。今回の評価では、「宮城の将来ビジョン」の14政策・33施策と「宮城県震災復興計画」の7政策・24施策、あわせて21政策・57施策及びそれらを構成する事業について評価を行っております。

3ページの中程の表を御覧願います。評価の対象、項目、基準でございますが、右側の「施策評価」の評価基準の欄を御覧いただくと、目標指標等の達成状況のほか、県民意識や社会経済情勢、事業の実績及び成果を評価基準としながら評価することとしております。「政策評価」については、施策の成果を基準として評価することとしております。表の下「②政策評価・施策評価の実施方法」ですが、県の各担当部局がそれぞれ担当する政策、施策及び事業について評価をしております。さらに、評価の客觀性を確保するため、有識者で構成する行政評価委員会からの意見のほか広く県民からの意見を聴き、評価に反映する仕組みしております。

4ページをお開き願います。評価の流れをフロー図で示しております。「政策評価・施策評価基本票及び要旨」については、県の原案決定後、フローの3、宮城県行政評価委員会に対し諮問され、本日開催しております政策評価部会において御審議いただき、7月に答申をいただく予定としております。

また、行政評価委員会への諮問と併行して、フローの2基本票及び要旨を公表しておりますほか、フローの5にあります、県民意見の聴取を本日5月26日から6月25日までの間、行う予定としております。

5ページを御覧願います。今年度の政策評価・施策評価の評価状況でございます。初めに、(1)宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン・震災復興実施計画の体系における①政策評価の状況ですが、下の表に記載しております。「順調」と評価した政策は0、「概ね順調」と評価した政策は9つ、「やや遅れている」と評価した政策は5つ、「遅れている」と評価した政策はございませんでした。昨年度の評価結果を「参考」として記載しておりますが、昨年度と比較しますと、政策によって上がり下がりはございますが、数としては、昨年度と同様の評価となってお

ります。

次の6ページの一番上の【参考1】ということで「やや遅れている」と評価した5つの政策を記載しております。続いて、②施策評価の状況については、6ページの下の表に記載しておりますが、「順調」が1つ、「概ね順調」が22、「やや遅れている」が10、「遅れている」は0と、昨年度の評価結果と比較しますと、「概ね順調」が1つ増え、「やや遅れている」が1つ減ったということでございます。

7ページを御覧願います。「順調」と評価した施策を記載しておりますが、政策8の施策21「高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり」となっております。その下の【参考3】に、「やや遅れている」と評価した10の施策を記載しております。

8ページをお開き願います。(2)宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系における評価の状況ということで、まず、①政策評価の状況でございます。上の表に記載のとおり、「順調」は0、「概ね順調」は3、「やや遅れている」が4、「遅れている」は0と、7つの政策すべてが、昨年度と同じ評価となっており、総数についても昨年度と同様となっております。【参考4】に、「やや遅れている」と評価した4つの政策を記載しております。

9ページを御覧願います。②施策評価でございますが、上の表に記載のとおり、「順調」が2つ、「概ね順調」が14、「やや遅れている」が8、「遅れている」が0と、昨年度と比較しますと、「順調」が1つ、「概ね順調」が2つ増えて、「やや遅れている」が3つ減っている状況となっております。「順調」と評価した施策は、【参考5】にありますとおり、政策1の施策2「廃棄物の適正処理」並びに政策5の施策3「上下水道などのライフラインの復旧」となっております。その下の【参考6】に、「やや遅れている」と評価した8つの施策を記載しております。

なお、11ページ以降は、政策評価・施策評価の評価状況の一覧表となっております。昨年度の評価結果を参考としてかっこ書きで記載しております。また、一番右端の欄に目標指標等の達成度について記載させていただいております。16ページ以降は震災復興計画分の一覧表となっておりますが、こちらには県民意識調査の結果についても記載させていただいております。今年度の評価の状況についての説明は以上でございます。

堀切川部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

小坂委員

行政評価について宮城県は全国でも先駆的な取組をしていると思いますが、課題はあると思います。職員の意識、県民への伝達の仕方など、また、行政評価の使われ方が必ずしも予定どおりではないといった指摘もあります。宮城県においても、負担の割に成果が少ないなど「評価疲れ」の可能性もあるのではないか。評価した後に、職員への意識調査など、フィードバックは行われているのか等、この行政評価の使われ方について情報を少しお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

企画・評価専門監 確かに、負担感と申しますが、実際のところ調書の作成にかなりのエネルギーが必要となります。ただ、平成13年に条例が施行され、平成14年から評価を行っているところで、県庁内でも評価のシステムがだいぶ慣れてきたところではないかとも思います。評価をして終わりではなく、自己分析をした上で、弱いところを把握し、加えて行政評価委員の皆様、県民の皆様の意見をフィードバックする上で反映させていこうということで進めているところであります。

震災復興政策課長 具体的には、政策・施策評価が終わった後に、県庁内の各部局から今後の改善点を文書で集めまして、今後に活かすようにしております。さらに、いかに政策形成につなげるかということで、今年度は前年以上に政策・施策評価、特に「課題と対応方針」を踏まえて来年度の事業を行うこととし、政策形成の仕組みの改善を図っているところであります。

堀切川部会長 確認させていただきたいのですが、今年度の評価は震災復興計画の復旧期の最終年度ということでございますので、特に震災復興計画の政策、施策につきまして「課題と対応方針」のところには、昨年度の自己評価に加えて、復旧期から発展期への記載も出てくるのではないかと思います。そこが例年と違う見方が必要なのかなと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

企画・評価専門監 単純に平成25年度だけではなく、今後に向けてのコメントもあると思います。ただ、平成25年度は順調に進んでいるものもあれば、遅れているものもございます。そういうところについて平成26年度あるいは平成27年度を見据えた記載、さらにもう少し先を見据えた記載等もあるのかなと思っております。

堀切川部会長 分かりました。ありがとうございます。
それでは、質問等ないようですので、続いて（2）の「政策評価部会・分科会の進め方等について」に入らせていただきたいと思います。
まず、各分科会に属する委員の指名を行いたいと思います。
分科会に属する委員の指名につきましては、行政評価委員会条例第6条第4項及び行政評価委員会運営規程第7条によりまして、部会長が指名することとなっております。
今年度の各分科会の所属委員及び担当政策・施策については、昨年同様、資料3の内容でお願いしたいと思います。資料3を御覧いただければと思います。
各分科会で二重丸が記載されている委員には、その分科会の分科会長をお願いしたいと思います。
なお、第2分科会で御審議いただく政策9「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」につきましては、第3分科会から安藤委員に加わっていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。
続いて、今年度の分科会の進め方等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

企画・評価専門監 では、お手元の資料4から資料10を使いながら、御説明させていただきます。

はじめに、資料4を御覧ください。今年度の政策評価・施策評価関係の全体のスケジュールについて御説明させていただきます。

黒丸のある項目が行政評価委員会、政策評価部会及び分科会関係のスケジュールになります。今年度の評価については、2月下旬の庁内担当者説明会を皮切りに作業を進めており、先週5月20日に知事から行政評価委員会委員長へ諮詢されております。本日、第1回政策評価部会を開催しておりますが、併行して、評価原案の公表と、それから、県民意見の聴取を始めております。各分科会の開催については、6月2日以降に3ないし4回の開催を予定しております。各分科会での審議を経まして、7月14日に答申案をとりまとめるための第2回政策評価部会を予定しております。その後、7月中の答申をお願いしたいと考えております。その上で、9月には県の最終評価を決定・公表するほか、県議会へ報告することとしております。また、12月に県民意識調査を実施することとしております。

続きまして、資料5を御覧ください。政策評価部会分科会の進め方については、審議の効率化の観点から、昨年度に見直しをさせていただいております。今年度もそれにならった内容となります、確認も含めまして御説明させていただきます。

まず「1政策評価部会各分科会の審議・判定の範囲について」ですが、委員の皆様には、宮城の将来ビジョン、宮城県震災復興計画及び宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画の体系に基づきまして、21政策、57施策の審議・判定をお願いいたします。判定の対象は「政策・施策の成果」に係る県の評価原案の妥当性を判定していただきます。「政策・施策を推進する上での課題と対応方針」につきましては、県の評価原案に対して、委員の皆様から御意見をいただくこととしております。

続いて、「2分科会の進め方」について、黒四角の1つ目ですが、委員の皆様からの各政策・施策に対する質疑事項の事前提出及び県からの回答の事前準備を可能な限り行う、とさせていただいております。委員の皆様にはお忙しいところ御負担をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。黒四角の3つ目でございますが、対面審議に係る質疑応答時間については、事前抽出されました委員の人数により審議時間を変えております。「政策評価」については、委員1名以上の事前抽出があった政策は、1政策当たり8分を目安に対面審議を行います。ただし、事前抽出がなかった場合でも、政策を構成する施策が1つでも抽出の対象となった場合には、対面審議の対象とさせていただきます。次に「施策評価」の場合ですが、2名以上の委員が事前抽出された施策は1施策当たり20分、1名が抽出した施策は10分を目安に対面審議を行い、事前抽出のない施策は対面審議を行わないこととさせていただきます。下から2つ目の黒四角の下に記載しておりますが、「政策」に係る対面審議には、政策評価、施策評価の担当課室の臨席を基本としていますが、「施策」に係る対面審議には関係する政策評価、施策評価、目標指標及び事業担当課室の臨席を基本としております。一番下の黒四角ですが、対面審議での質疑応答終了後に、県の評価原案に対する意見の集約を行いまして、判定及び判定理由の決定を行っていただきます。

続きまして、資料6を御覧ください。分科会当日の具体的な流れについて

説明させていただきます。委員の皆様には、初めに、論点整理を行っていただき、事務局から質疑応答手順の確認を行った後、審議に入ります。政策を構成する最初の施策について、担当課から概要説明をさせていただき、その後、質疑応答となります。先ほど説明させていただきましたが、20分ないし10分となります。複数の施策がある場合は、同様に概要説明、質疑応答を繰り返していきます。施策評価の質疑応答終了後に、政策評価の審議を行います。施策の場合と同様に、担当課から概要説明をさせていただき、その後、質疑応答を行います。こちらは8分程度を目安にさせていただきたいと考えております。政策評価の審議を終了し、県の関係課の職員が退席した後、判定及び判定理由の決定を行っていただきます。

なお、先程御説明しましたように、目標指標の担当課室、事業担当課室については、施策についての審議の時のみ出席を予定しておりますので、目標指標や事業に関する御質問がある際は、施策評価の審議にあわせてお願ひします。

次に資料7を御覧ください。こちらには、政策評価部会・分科会における諮問から答申までの流れを記載しております。先ほど資料4で大まかなスケジュールについて説明させていただきましたので、特に御留意いただきたいポイントをピックアップしながら説明いたします。まず、②「第1回部会開催」の箱の中の下から2行目に記載してありますように、委員の皆様には、大変恐縮ですが、分科会開催の3日前の午後5時までに「対面審議項目の事前抽出」の別紙1及び「要質疑事項」の別紙2を御提出くださるようお願いいたします。

次のページの別紙1を御覧ください。これは、サンプルといたしまして、第一分科会で御審議いただく政策・施策の一部をお示ししたものでございます。ここには、左から、政策名、政策に対する県の評価原案、施策名、施策に対する県の評価原案、目標指標等とその達成度、施策を構成する事業の有効性や決算見込額等を記載しております。これらの情報や先日郵送させていただきました基本票の内容をもとに対面審議が必要と判断された政策、施策につきましては「対面審議」の欄に丸印を記入していただきまして、事務局あてに提出願います。なお、各委員の皆様にお使いいただく事前抽出用紙は、御担当される政策・施策ごとにお配りしておりますので、後ほどご確認ください。

次の別紙2を御覧ください。「要質疑事項」の様式でございますが、この様式は、委員の皆様が担当される政策・施策について、疑問点等を記載していただき、それを事務局でとりまとめ、論点整理の際に、活用していただく予定でございます。なお、要質疑事項の内容につきましては、限られた時間内での分科会審議をより効率的・効果的に進めるために、政策・施策の担当部局にも、事前に情報提供させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

次のページの別紙3を御覧ください。こちらは、要質疑事項に対する担当課からの回答様式となっております。なお、この様式については、分科会に担当課が出席して口頭で回答する場合には、提出しなくてもよいこととしております。

次に、この資料 7 の 1 ページ目に戻っていただきまして、③「分科会開催」について御説明させていただきます。③－1 「論点整理」については、資料 6 でも御説明したように、分科会における質疑応答の前に論点整理をお願いいたします。当日は、委員の皆様から事前にご提出いただいた要質疑事項をまとめたものを配布させていただきますので、判定に必要となる論点や質問等を分科会長の進行でまとめていただくようお願いいたします。続いて③－2 「質疑応答」ですが、質問等はそれぞれの分科会の事前の論点整理等を踏まえて行っていただくようお願いいたします。それから③－3 「判定及び判定理由等の決定」ですが、分科会の質疑応答終了に引き続き、答申意見につながる判定理由を集約し決定した上で、分科会ごとに、別紙の 4－1 及び 4－2 の「審議結果報告書」を作成していただくことになりますが、後ほど御説明させていただきます。

資料 8 を御覧ください。この様式は「政策・施策の成果」及び「政策・施策を推進する上での課題と対応方針」について、県の評価原案の妥当性を判断していただく際の審議のポイントを記載したものです。表面が政策評価、裏面が施策評価の様式となっておりますが、裏面の施策評価の様式で説明させていただきます。「施策の成果」については、県が行う「順調」「概ね順調」「やや遅れている」「遅れている」の 4 段階の評価原案について、目標指標等の達成状況、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等からみて妥当かどうかを御判断いただきます。判定は、「適切」「概ね適切」「要検討」の 3 段階で行い、あわせて、判定理由も決定していただきます。箱で囲んでおりますが、「適切」とは、県の評価原案について評価の理由が十分であり、評価は妥当であると判断されるものを指します。「概ね適切」とは、県の評価原案について、評価理由に一部不十分な点が見られるものの、評価は妥当であると判断されるもの、それから、「要検討」とは、評価の理由が不十分で、評価の妥当性を認めることができないため、評価内容を検討する必要があると判断されるものを指します。下の方に参考として判定の流れのフロー図を記載しております。県が行った評価原案が妥当か、あるいは妥当性を認めることができないかを御判断いただきます。評価が妥当と判断される場合、評価の理由の記載内容が十分である場合には「適切」とし、評価理由の記載内容が足りないとか、あるいは明確でないなど、一部不十分である場合には「概ね適切」とします。なお、「概ね適切」と御判断の際は、検討箇所を明示していただくことになります。一方、評価理由が不十分で、評価の妥当性を認めることができない場合には、「要検討」とし、検討箇所を明示していただくことになります。

なお、審議の参考にしていただくため、資料 9 「平成 25 年県民意識調査結果報告書【概要版】」をお配りさせていただいておりますが、昨年の県民意識調査においては、宮城の将来ビジョンの体系に基づく施策は調査を実施しておりませんので、今回の基本票においては、震災復興計画の体系における類似する施策の調査結果等から、傾向や推移について整理分析させていただいております。

資料 8 にお戻りください。もう一つの評価項目である「施策を推進する上での課題と対応方針」の欄については、施策の成果等から見て妥当かどうか

で判断していただきます。なお、県の原案に対して意見がある場合には、具体的にその内容を決定していただきます。

こうしてまとめていただいたものが、資料7の別紙4-1と別紙4-2になります。

例えば、別紙4-1を御覧いただくと「県の評価「政策の成果」に対する判定」欄については、県の自己評価に対して3段階のいずれかで判定をしていただきますが、「適切」の場合の判定理由は記載例のとおりでございます。

「概ね適切」、「要検討」の場合は、記載例のとおり、判定の理由を明示していただきます。「県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見」欄については、県が示す原案に意見がある場合に、その内容を具体的に記入していただきます。施策についての別紙4-2も、記載の考え方は同じとなります。

最後に資料10を御覧ください。分科会の開催は、6月2日午前の第2分科会、午後の第3分科会を皮切りに、6月19日の第1分科会をもって終了する予定としております。集合時間、判定終了の予定時間等については、記載のとおりですが、判定終了時間については、対面審議項目の抽出状況により時間が変わって参ります。開催場所は、記載させていただいておりますが、11階第2会議室もしくは9階第1会議室といずれも県庁内となっております。

繰り返しになりますが、限られた期間での審議となりますので、委員の皆様におかれましては、資料7の御説明の際に申し上げましたとおり、対面審議を要する案件の事前抽出や要質疑事項の御提出につきまして、改めて御協力をお願い申し上げて、以上、長くなりましたが、議事(2)の「政策評価部会・分科会の進め方等について」の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

堀切川部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

山本委員 昨年まで書面での回答をお願いしても会議当日に間に合わなかったことがあります。これは要望なのですが、予定した時間内で、十分な質疑を行うためにも、書面での回答をお願いしたものについては、対応をお願いしたいと思います。

堀切川部会長 私からも同じ要望でございます。文書で回答をいただいた方が審議もスムーズに進むこともありますので、よろしくお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、次に(3)その他といたしまして事務局から追加の御説明事項があるとのことでしたので、お願いいたします。

震災復興政策課長 震災復興政策課長の千葉でございます。本日、追加資料といたしまして「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」と「復興の進捗状況」の資料を配付しております。15分ほどお時間をいただき、御説明させていただきたいと思います。先ほど、堀切川先生からもお話しいただきましたが、今年度から震災復興計画

の再生期の段階に入ります。この再生期の実施計画として作成しましたのがこちらの「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」になっております。

まず、この黄色のパンフレットを御覧いただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、右側でございます。再生期における政策推進の基本方向ということで記載しております。1の（2）に「再生期」における取組を記載しておりますが、四角の囲みで政策推進の基本方向として4つ示しております。これまでの3年間は復旧期ということで1の震災復興オンリーの形で行っておりましたが、発展期をにらんで、2，3，4と3つ設定しております。宮城の将来ビジョンの中に3本の基本方向がございますが、それをそのまま取り込んだ形になります。つまり、私どもとしては、震災復興を進めると同時に、宮城の将来ビジョンを目指す姿に向けて取り組んでいこうということで、このような構成にしております。

下の（3）「再生期」の取組を推進する上での視点を御覧ください。これまでの復旧期では視点の③から⑥の4つでしたが、今回①と②を加えております。これは何かと申し上げますと、先程冒頭の部長の挨拶でも申し上げましたが、震災復興について我が県として遅れているという認識のもと、具体的に今回の実施計画を策定する際に、平成27年度までだった事業を平成29年度までとか、平成32年度まで、というように事業によっては終期を延長しております。しかし、1日も早く被災者の方々のためにやっていこうということで①の財源の確保と制度運用、そして、これまで市町村の人材確保というところが非常に大きかったのですが、実際に工事等が始まっていますと、建設単価の高騰、入札不調などもありますが、一番のベースラインに、現場で働く労働者の方、技術者の方がボトルネックになっているのではないかという認識も強くあります、②の復興のための人材確保の項目を追加したところでございます。

資料に概要版というものを配布しておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。3ページを御覧ください。第2章として復旧期の実施計画の推進状況の検証とありますが、最初に今までの復旧期の事業がどうであったかということで検証を行っております。そのベースとなりますのが、実は政策・施策評価の中で記載しております課題をもとにして、前年度の事業の状況だけではなく、その時々の社会情勢の動き等を踏まえた上での課題を把握しまして、この検証という形でまとめております。

第2章2段落目のところですが、様々な資材も不足する中で、まちづくりなどにおいて進捗に遅れが生じているものがあります。それから、児童生徒の不登校率の上昇と学力の低下、要介護率の上昇など県民生活への影響も顕著となっております。このような認識のもと、7つの分野毎に検証を行っております。

次に、6ページを御覧ください。今後4年間の再生期にどのように事業を進めるかについて記載しております。再生期における取組、それぞれの方向性について示しておりますが、この方向性のもととなっておりますのが、政策・施策評価の対応方針であります。

10ページ以降はそれぞれの事業の数であるとか、事業費、あるいは目標指標について記載をしております。震災復興実施計画の本体は非常に分厚くなっていますので、今回配布はしておりませんでしたが、県のホームページで御覧いただけます。

次に「復興の進捗状況」という資料を御覧ください。配布しておりますのは平

成26年5月11日現在ということで、毎月11日付けで更新しているものになります。毎月午後1時くらいになると、震災復興政策課ホームページに最新版を掲載しております。

最初に被災状況、3ページから復興の歩みと言うことで復興の過程、復興計画等を記載しております。10ページからが主な進捗状況となっております。

10ページの方にありますのが、道路関係ですが、今まで99%だったのがゴールデンウィーク中に牡鹿コバルトラインが再開しましてやっと県道関係の通行止めが全て解除になったという状況になっています。

右側が鉄道関係でございますが、まだ81%ということで、下の図みの中に詳しく記載しておりますが、常磐線については、今年5月に本体工事に着手しており、平成29年春の再開に向けてよいよ本格的に動き出している段階になっています。仙石線については、来年再開するということで進めている状況になっております。気仙沼線と大船渡線については、BRTということで専用のバスを運行して対応しておりますが、実際に鉄道として復旧するかということがこれから大きな課題になっているところです。

11ページを御覧ください。コンテナ貨物取扱量については、94%ということで、ほぼ戻っている状況になっております。下の方にコンテナの航路数を記載しておりますが、週5便ということで、韓国航路が1便新規就航し、震災前より1便上回っている状況になっております。

隣が空港関係で、国際線はまだまだ7割程度の乗客数となっております。中国便関係の運休がまだ多いこと、出入り運行だったソウル便が週4便となっているなど、政治的な問題や原発関係の風評などが背景にあるかと思います。

12ページをお開きください。まず、応急仮設住宅の入居者の状況を記載しております。一番多い時期で12万人の入居者の方がいらっしゃいましたが、現在は仮設住宅にお住まいの方が8万3千人と、だいたい3分の2くらいまで減ってきている状況になっております。右には災害公営住宅ということで、現在、着手72%，完成が9%，1,351戸となっております。県では今年度中に7,000戸、平成27年度中に1万5千戸の完成を目指して取り組んでいるところでございます。

13ページを御覧ください。防災集団移転等の状況となっております。防災集団移転促進事業の着手率が93%，土地区画整理事業が約80%と工事の着手、準備が進んでおりまして、今年度から本格的に工事が行われることになっております。

次に14ページを御覧ください。震災廃棄物関係になっております。これは難しいのではないかと思われておりましたが、3月までに全ての震災廃棄物の処理が終了したという状況になっております。

少し飛びますが、16ページをお開きください。左上の図みの下の方を御覧ください。繰り返しになりますが、宮城県では、最近、要介護・要支援認定率が高くなっている状況にあります。また、右側の上の図みですが、中学生の不登校者の割合が高くなっているという状況になってきています。

次に産業関係ですが、17ページを御覧ください。商工業関係、特に水産加工業については、国のグループ補助金等を活用して資金の調達を行ってきましたが、まちづくりの遅れ、資材単価の高騰などで、なかなか工事に入れない、または、

工事が終わって工場が再開しても販路を失っている等の複合的、重層的な課題が生じている状況になっております。

そのほか、この資料の後ろの方に様々なデータを記載しております。宮城県として一つの課題として考えておりますのが、目前の復興の推進とともに、中長期的にどう考えていくかということあります。阪神淡路大震災の例を見ますと、だいたい震災後2年くらいで復旧・復興関係の工事が終わりました。産業経済が強い兵庫県においても、その後10年くらい経済状況が全国平均よりも下回っていたということです。宮城県もあと数年で工事が終わり、特需というものが縮小していくと思われますので、その後の宮城県の経済がどうなるのかということも危機感を持ちながら、再生期の取組を進めていく必要があると感じております。長くなりましたが、以上です。

最後に残った資料ですが、復興の進捗状況を時系列にまとめたものになります。お時間があるときに後ほど御覧ください。

堀切川部会長 ありがとうございました。みなさんから質問等ございませんか。

直接は関係ありませんが、関連した施策をみる際に分かりやすく、非常に役に立つと思います。ありがとうございます。

予定していた議題は以上でございます。

委員の皆様、ほかに何かございませんでしょうか。ないようでしたら、議事はこれで終了させていただきたいと思います。

なお、次回の政策評価部会は7月14日月曜日午前中を予定しております。後日、正式に委員の皆様に御連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。それでは、事務局に進行をお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

司 会 それでは、以上をもちまして平成26年度第1回政策評価部会を終了いたします。長時間の御審議ありがとうございました。

宮城県行政評価委員会政策評価部会

議事録署名人

印

議事録署名人

印